

追加健(検)診のお知らせ

4、5月の早朝総合健(検)診において受診できなかった方、無料クーポン券をお持ちの方、新たに申込みを希望する方は、美郷町保健センターにお申し込みください。

早朝総合健(検)診

実施日●9月9日(日) 会場●美郷町保健センター 申込期限●7月31日(火)
受付時間●午前6時30分～午前8時30分

各種健(検)診を行います

- ・特定健康診査（美郷町国民健康保険に加入している40歳以上75歳未満の方）
社会保険から国民健康保険への切り替えや、転入などで新たに受診を希望される方も受診できます。また、全国健康保険協会(協会けんぽ)加入者の扶養家族の方(40歳～74歳の方)も「受診券」を持参することにより受診できます(一部自己負担あり)。健康保険証を忘れずにお持ちください。

- ・健康診査（後期高齢者医療制度加入者）

- ・各種がん検診 ※下記のとおり

各検診対象の年齢は平成30年度末の年齢です。

検診項目	対象者	内容・方法	検診料金
肺がん・結核検診	40歳以上	問診・胸部レントゲン、 問診結果によって痰の検査	500円
胃がん検診	40歳以上	問診・胃部レントゲン	1,200円
大腸がん検診	40歳以上	問診・2日分の便潜血検査	500円
前立腺がん検診	50歳以上の男性	問診・血液検査	500円
肝炎ウイルス検診	40歳、45歳、50歳、55歳、60歳、65歳、70歳 および希望者でこれまで検査を受けたことのない方	問診・血液検査	無料
骨粗しょう症検診	20歳、25歳、30歳、35歳、40歳、45歳、50歳、 55歳、60歳、65歳、70歳の女性	問診・腕のレントゲン	600円
乳がん検診	40歳以上の女性で偶数年齢	問診・ マンモグラフィ（乳房X線検査）	1,300円

乳がん・子宮がん検診

実施日●9月13日(木)
受付時間●午後0時30分～午後1時
会場●美郷町南行政センター(県南健診センター)
※旧美郷町役場仙南庁舎

申込期限●7月31日(火)
※40歳以上の方は、2年に1回の受診をお勧めしています。
該当年齢以外でも、昨年度受診されていない方はぜひ受診してください。

検診項目	対象者	内容・方法	検診料金
乳がん検診	40歳以上の女性で偶数年齢	問診・マンモグラフィ（乳房X線検査）	1,300円
子宮がん 婦人科超音波検診	20歳から39歳の女性は毎年、 40歳以上の女性は偶数年齢	問診・子宮頸部の細胞診・超音波検診	1,300円

がん検診の無料クーポン券をお持ちの方へ

肺がん・胃がん・大腸がん検診の無料クーポン券の有効期限は過ぎていますが、今回の追加健(検)診日のみ有効とします。まだ受診されていない方は、この機会にご利用ください。

また、乳がん・子宮がん検診のクーポン券は医療機関でがん検診を受ける際も利用できます。クーポン券に同封してある対象医療機関をご覧ください。

申・問●美郷町保健センター ☎0187(84)4900

国民健康保険に加入している70歳以上75歳未満の方へ 高齢受給者証を更新します

70歳以上75歳未満の方には、所得などに応じて自己負担割合が記載された「国民健康保険高齢受給者証」が交付されます。

自己負担割合は、原則として毎年8月から翌年7月末までを1年として判定し、更新されます。これ以外にも、世帯構成や所得の申告内容が変わったときは自己負担割合が変更になる場合があります。

※8月から使用する高齢受給者証は7月下旬に郵送します。新しい高齢受給者証がお手元に届いたら内容をご確認ください。医療機関を受診するときは、被保険者証と一緒に窓口へ提示してください。

ご存知ですか?「国民健康保険限度額適用認定証」 「国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証」

限度額適用認定証とは、入院した場合や外来診療での治療費と薬代が高額な場合に窓口負担額を限度額までの支払いで抑えられる制度です。制度を利用するためには認定証の交付申請が必要です。

現在、認定証をお持ちの方へ

現在お使いの認定証の有効期限は7月31日(火)までとなっています。認定証を更新するための申請書類は7月上旬に送付しますので、8月以降も入院予定の方または高額な外来診療（そのときの調剤が高額な場合を含む）を受ける予定のある方は、忘れずに申請してください。

認定証を持っていない方、 当面8月以降使用する予定のない方へ

認定証は、使用する必要が生じてからでも申請できます。この場合は、認定証の交付を受けただうえで、被保険者証とともに医療機関や薬局の窓口へ提示してください。

交付申請先 ●町福祉保健課
必要書類等 ●印鑑、国民健康保険被保険者証、個人番号カードまたは個人番号通知カード、本人確認できる書類（免許証等）

70歳以上の皆さまへ 8月から高額療養費の上限額が変わります

適用区分		外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)	外来 (個人ごと)	外来+入院 (世帯ごと)
現役 並み	Ⅲ 課税所得 690万円以上	57,600円	80,100円+ (医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)	252,600円+(医療費-842,000円)×1% (多数回140,100円)	57,600円 (多数回44,400円)
	Ⅱ 課税所得 380万円以上			167,400円+(医療費-558,000円)×1% (多数回93,000円)	
	Ⅰ 課税所得 145万円以上			80,100円+(医療費-267,000円)×1% (多数回44,400円)	
一 般	課税所得 145万円 未満の方	14,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)	18,000円 (年間上限 144,000円)	57,600円 (多数回44,400円)
住民税 非課税	Ⅱ 住民税 非課税世帯	8,000円	24,600円	8,000円	24,600円
	Ⅰ 住民税 非課税世帯				

- どの適用区分に該当するかは、高齢受給者証または限度額認定証で確認することができます。
- 現役並み所得者および一般所得者は直近12カ月以内に、世帯単位（外来+入院）の限度額を超える高額療養費の支給月額が4カ月以上ある場合には、4カ月目からは限度額が（ ）内の金額に軽減されます。

- 一般所得者は1年間（8月～翌年7月）の外来の自己負担額上限額が、年間144,000円に設定されます。
- 75歳到達月は、それ以前の医療保険と後期高齢者医療制度の限度額がそれぞれ2分の1ずつとなります（障害認定により、既に後期高齢者医療制度に加入している方を除く）。

申・問 ●町福祉保健課 医療保険班 ☎0187(84)4907